

付録2 平成26年度に都道府県公害審査会等に係属した公害紛争事件一覧

凡 例

- 1 平成26年4月1日から27年3月31日までの間に係属した事件81件を都道府県別に収録した。
- 2 事件の表示について
 - (1) 事件の表示は、各都道府県で付した事件番号によることとしたが、同一の形式で表示したので、都道府県で付した正式の事件名とは異なる場合がある。
 - (2) (あ) はあっせん、(調) は調停、(リ) は義務履行勧告申出の手続であることを示す。

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
1	北海道 平成24年(調) 第1号事件	冷蔵庫等室外機による振動、低周波音による体調の不調(耳鳴り・胸の圧迫感)があるので、冷蔵庫等室外機を改善すること。	24. 10. 29	26. 7. 15	調停申請 取下げ	申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
2	宮城県 平成26年(調) 第1号事件	平成19年から現在に至るまで、被申請人A社保有の汚泥処理プラントからの汚泥飛散が継続しており、申請人建物、商品、従業員の車両に被害が発生している。また、被申請人B市の被申請人A社に対する指導監督が奏功しておらず、状況が改善されていない。よって、①被申請人A社は、申請人に対し、金997万9,510円及びこれに対する本調停終結から完済まで年5分の割合による金員を支払うこと、②被申請人A社は同社保有の汚泥処理プラントから申請人事業所敷地内への汚泥飛散を防止するために適切な防止措置を実施すること、③被申請人B市は、被申請人A社に対し、同社保有の汚泥処理プラントからの汚泥飛散を防止するための適切な指導監督措置を実施すること。	26. 7. 22			
3	山形県 平成19年(調) 第1号事件	被申請人養豚事業場からの悪臭により申請人は長期間にわたり精神的苦痛を受けており、通常の生活を送ることができない。よって、被申請人は、①事業活動に伴う悪臭物質の排出について、申請人が不快感をもよおさない程度に現状の施設、設備を改善するなどの対策を早急に講ずること、②①の対策をとらない場合には、1年間の猶予期間後、事業所を移転すること。	19. 11. 30			
4	茨城県 平成25年(調) 第1号事件	平日・夜間・日曜祝祭日を問わず被申請人事業場から発生する作業機械の騒音・振動等により、申請人は持続的に肉体的・精神的苦痛を受け続けている。よって、被申請人は、①すべての敷地境界において十分な防音防振措置を実際に講じるとともに、騒音・振動を生じさせないための十分な配慮をすること、②夜間・日曜祝祭日は操業を停止すること。	25. 12. 20	26. 8. 5	調停成立	調停委員会は、5回の調停期日の開催等手続を進めた結果、①被申請人は、申請人に対し、被申請人が事業所において使用する作業機械から発生する音響につき、市の公害防止条例に定める騒音規制基準を超える音量を発生させない、②被申請人は、平日午後6時以降午前8時までの時間帯又は土曜日、日曜日、祝祭日に作業機械を使用する場合には、あらかじめ申請人に連絡をすることとする、を内容とする調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
5	群馬県 平成26年(調) 第1号事件	被申請人所有の店舗から発生するエアコン室外機及び冷凍機等の騒音により、申請人は、睡眠障害、頭痛、腹痛等の健康被害を受けている。よって、被申請人は、①可聴音30.3dBを常時超えぬよう防音対策を講じること、②この騒音問題に異議ある場合、夜間騒音ピーク時の騒音値を公正な方法で機械操作及び測定で被申請人自身で測定し、因果関係なしの証明をすること、③地域に密着し深夜営業も可としている以上、地域との問題については真摯に受け止め対応すること。	26. 2. 19			

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
6	埼玉県 平成25年(調) 第2号事件	申請人らは、被申請人A社の工場が発する騒音、振動及び悪臭により精神的苦痛を受けており、通常の平穏な生活を送ることができない。よって、①被申請人らは、騒音・振動について規制基準内にとどまるよう、また、悪臭・粉じんを生じないよう対策を講じること、②被申請人A社は、本件工場の操業時間を午前8時から午後5時までとすること、③上記措置を執らない場合は、半年の猶予期間後、被申請人A社は、本件工場を移転すること。	25. 8. 13	27. 3. 24	調停成立	調停委員会は、9回の調停期日の開催等手続を進めた結果、①被申請人A社は、申請人らに対して、遅くとも平成30年11月30日（以下「期限」という。）をもって、被申請人の工場の現在の住所地での操業を停止することを約する。期限を越えてなお本件工場の操業を継続する場合には、申請人らに対し、違約金として1月当たり金100万円を支払う、②被申請人A社は、本件工場の操業を継続している間、本件工場を原因とする振動について、いかなる場合も60dB以内に抑えることを約する。また、騒音についても規制基準が60dBであることを十分に留意する、③被申請人A社は、本件工場の操業を継続している間、本件工場を原因とする騒音、悪臭、粉じんその他の周辺環境に対する悪影響を可能な限り低減させるよう誠実に努める、④申請人ら及び被申請人A社は、共同して、半年に一度を目安として、本件工場を原因とする騒音及び振動の測定を市に対し依頼する、⑤申請人らは、被申請人A社が本件工場の操業を継続している間、本件工場を原因とする騒音、振動、悪臭、粉じんその他の周辺環境に対する悪影響により被害を受けた際には、被申請人A社に対し苦情を申し入れることができる。被申請人A社は、迅速かつ誠実に対応する。なお、その場合、申請人らは被申請人Bらに対しても苦情を申し入れることができる。この場合、被申請人Bらは、被申請人A社と協議の上、これに迅速かつ誠実に対応する、⑥本件調停手続に要した費用は各自の負担とする等を内容とする調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
7	埼玉県 平成25年(調) 第3号事件	申請人らは、倉庫やその敷地内から発生する騒音や光により精神的苦痛を受けており、通常の生活を送ることができないほどの影響を受けている。よって、被申請人は、①本件倉	25. 9. 25	26. 6. 11	調停打ち切り	調停委員会は、5回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
		庫敷地内から発生する騒音が規制値あるいは人体に影響を与えるとされている値を下回るようにするため、防音壁を設置するか、機器を移設する等の対策を講じること、②午後9時から午前8時30分までは、本件倉庫敷地内において自動車のドアの開け閉め、エンジン音をたてること、荷物の積み下ろし作業を行わないこと。また、午前8時30分から午後9時までは、これらの騒音を可能な限り軽減するように配慮すること、③午後4時から午前8時までの時間帯については、本件倉庫敷地内におけるライトの光が申請人住居敷地内を照射しないよう、ライトの向きを変更又はこれを遮蔽する等の対策を講じること、④不法行為による損害賠償として、申請人各自に対し、金員を支払うこと。				ら切り、本件は終結した。
8	埼玉県 平成26年(調) 第1号事件	①被申請人が店舗、店舗敷地内、板金工場、駐車場敷地内で発生させている騒音・悪臭(シンナー臭)により、申請人ら家族は、従前より日常生活を著しく阻害され、人格的利益を侵害されている、②申請人は、「中枢運動機能障害」を発症し、肉体的・精神的健康に多大な損害を被った、③申請人の子は幼い頃から有機溶剤を吸い続けており、家族の将来の肉体的・精神的健康被害について暗澹たる気持ちになる、④被申請人らが発生させている板金工場内外、店舗内外での作業等による騒音は、それぞれ規制基準値を超えている、⑤申請人は、悪臭(シンナー臭)及び騒音を軽減するため、被申請人の店舗や板金工場に面した窓を二重窓に増設し、金員の損害を被った、⑥申請人は、悪臭(シンナー臭)に含まれる有機溶剤、高圧洗浄による水飛散を防止するため、2階ベランダにサンルームを設置し、金員の損害を被った、⑦申請人は、被申請人による騒音・悪臭(シンナー臭)等の被害により、自宅内の会社の業務を甚だ脅かされ、売り上げに支障があった。よって、①悪臭(シンナー臭)が建物外に漏れないよう、適切な防臭装置の設置、定期的なフィルター交換等の保守の措置をすること、②騒音が申請人の自宅に到達することがないよう、野外での作業はしないこと、シャッターを閉めて作業すること等、適切な防音措置をすること、③申請人の会社の業務を妨害しないよう適切な防音及び防臭、低振動音が発生しないよう、適切な措置をすること、④被申請人の敷地境界において、発生する騒音を8時～19時は65dB、19時～22時は60dB、22時～翌8時は50dB以下とすること、⑤損害賠償金として金1,000万円を支払うこと。	26. 5. 8	27. 2. 19	調停成立	調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めた結果、①被申請人板金工場に現在設置されているコンプレッサーの騒音・振動を減じるため、平成27年3月末日までに、被申請人らの費用をもって低騒音・低振動型のコンプレッサーに変更することを確約する。なお、設置の際には、床面が水平であることを確認するとともに、下にゴムを敷くこととする、②本件工場周辺の臭気を減じるため、平成27年3月末日までに、被申請人らの費用をもって、臭気フィルターを活性炭消臭フィルターに変更する。また、設置後は、当該フィルターを適切な頻度で交換することを確約する、③本件工場周辺の臭気を減じるため、平成27年3月までに、被申請人らの費用負担をもって、本件工場の排気ダクトの内部に新たな消臭装置を設置することを確約する、④被申請人らは、申請人が事前に希望してその旨を被申請人らに通知した場合、①の機器の設置時に申請人を立ち会わせるものとする、⑤被申請人は、事業活動を行うに際し、騒音、振動及び臭気について、市環境条例を始めとする公的規制を遵守するとともに、営業時間の内外を問わず、近隣住民の生活環境に配慮した営業活動を行うことに努め、店舗従業員に対して教育・指導を徹底す

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
						る、⑥申請人は、上記①、②及び③で設置したものの不具合等により、騒音、振動及び悪臭が発生し、それらが、市環境条例を始めとする公的規制に違反して近隣住民の生活環境が著しく害された場合、被申請人代理人に対して書面により連絡し、その改善を求めることができるものとする、⑦申請人は、上記①から③までに記載された改善行為を被申請人らが履行したことを条件に、今後、被申請人らの過去の行政手続に対して市等の行政機関への苦情等の働きかけを行わないことを確約する、⑧申請人及び被申請人らは、本調停の成立及び内容について、正当な理由なく第三者に開示公表しないことを確約する、⑨申請人と被申請人らとの間には、本調停条項に定めるほか、何らの債権債務も存在しないことを確認する、⑩調停費用は各自の負担とする等を内容とする調停委員会が提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
9	埼玉県 平成26年(調) 第2号事件 (平成26年(調)第1号事件への併合事件)	①被申請人が訴外A社に賃貸している店舗、店舗敷地内、板金工場、駐車場敷地内で発生させている騒音・悪臭(シンナー臭)により、申請人ら家族は、従前より日常生活を著しく阻害され、人格的利益を侵害されている、②申請人は、「中枢運動機能障害」を発症し、肉体的・精神的健康に多大な損害を被った、③申請人の子は幼い頃から有機溶剤を吸い続けており、家族の将来の肉体的・精神的健康被害について暗澹たる気持ちになる、④当該板金工場の登記の日付が誤っている。申請人は、仮に登記記載の日付時点で当該板金工場が存在していたら、自宅は購入していない、⑤申請人は、騒音を軽減するため、店舗や板金工場に面した窓を二重窓に増設し、金員の損害を被った、⑥申請人は、悪臭(シンナー臭)に含まれる有機溶剤、高圧洗浄による水の飛散を防止するため、2階ベランダにサンルームを設置し、金員の損害を被った。よって、①被申請人は、板金工場及び店舗を訴外A社に賃貸しており、当該板金工場が発生する悪臭(シンナー臭)が建物外に漏れないよう、訴外A社を指導すること、②当該板金工場及び店舗等で発生する騒音が申請人の自宅に到達することがないよう、訴外A社を指導すること、③当該板金工場の登記に記載した日付を訂正するとともに、その理由	26. 5. 8	27. 2. 19	調停成立	埼玉県平成26年(調)第1号事件と同じ。

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
		を申請人に説明し、建築時に違法性があった場合、建物を取り壊すもしくは板金工場として使用しないこと、④申請人に対し、損害賠償金として金500万円を支払うこと。				
10	埼玉県 平成26年(調) 第3号事件 (平成26年(調)第1号事件への併合事件)	①被申請人のフランチャイズである訴外A社の店舗、店舗敷地内、板金工場、駐車場敷地内で発生している騒音・悪臭(シンナー臭)により、申請人ら家族は、従前より日常生活を著しく阻害され、人格的利益を侵害されている、②申請人は、訴外A社による悪臭・騒音(シンナー臭)、低振動音、従業員の言動について我慢できなくなると、被申請人に電話で相談したが、真摯な対応をしなかった、③申請人は、「中枢運動機能障害」を発症し、肉体的・精神的健康に多大な損害を被った、④申請人の子は幼い頃から有機溶剤を吸い続けており、家族の将来の肉体的・精神的健康被害について暗澹たる気持ちになる、⑤訴外A社の板金工場内外、店舗内外での作業等による騒音は、それぞれ規制基準値を超えている、⑥申請人は、騒音を軽減するため、店舗や板金工場に面した窓を二重窓に増設し、金員の損害を被った、⑦申請人は、悪臭(シンナー臭)に含まれる有機溶剤、高圧洗浄による水の飛散防止のため、2階ベランダにサンルームを設置し、金員の損害を被った、⑧当該板金工場の登記の日付が誤っている。訴外A社は市条例にある「開発行為等計画届出」、事前協議書の受付及び現場調査、開発者への協力要請を行っていない。また、「建築基準法」第6条の建築確認申請を事前に行っていない板金工場を使用して、悪臭(シンナー臭)及び騒音を発生させている。さらに、当該板金工場で使用しているコンプレッサーは、特定工場の申請をしなければならない設備である。申請人は、仮に当該板金工場が存在していたら、自宅は購入していない。よって、①被申請人のフランチャイズである訴外A社の板金工場で発生する悪臭(シンナー臭)が建物外に漏れないよう、訴外A社を指導すること、②当該板金工場及び店舗で発生する騒音が申請人の自宅に到達することがないように、訴外A社を指導すること、③訴外A社との敷地境界において、発生する騒音を8時～19時は65dB、19時～22時は60dB、22時～翌8時は50dB以下とするよう、訴外A社を指導すること、④訴外A社の板金工場は「建築基準法」、「騒音規制法」及び市の条例を遵守していない。被申請人は、当該板金工場の建設の経緯を調査し、被申請人の倫理やコンプライアンスに抵触しているのであれば、当該板金工場を取り壊すこと。または、用途を板金工場としないよう指導すること、⑤訴外A社が洗車する際に飛散する汚水が、申請人の自宅や通行人にかかることがないように訴外A社を指導すること、⑥申請人に対し、損害賠償金として金500万円を支払うこと。	26. 5. 15	27. 2. 19	調停成立	埼玉県平成26年(調)第1号事件と同じ。
11	埼玉県 平成26年(調)	申請人は、被申請人による騒音等の迷惑行為により精神的苦痛を受けており、体調悪化す	26. 10. 3	27. 2. 9	調停打切り	調停委員会は、調停期日の開催に向け手続を進めた

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
	第4号事件	るほどの影響が出ている。また、申請人の飼い犬も体調を悪化させ、今後も騒音等の迷惑行為が継続すると考えられる。よって、被申請人らは、①飼い犬のしつけをし、ベランダに出て吠えたり、玄関に来客等があった際に大きな声で吠えたりするなど、異常な鳴き声により人に迷惑をかけることがないようにし、また、窓を二重窓にするなどの対策を講じること、②ベランダでペットボトルを潰したり、ベランダに空き缶などの入ったごみ袋等を風で擦れるままに放置したり、早朝から長時間にわたる布団叩きやしわのばしの音をさせたりせず、近隣の迷惑にならないよう対策を講じること、③申請人に対し、金500万円の損害賠償を支払うこと。				が、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
12	埼玉県 平成26年(調) 第5号事件	被申請人の経営する飲食店からの騒音が日常的に継続するため、これが原因で、申請人らは不眠や頭痛に悩まされ、日常生活に支障が出るようになった。よって、被申請人は、申請人らに対し、被申請人の経営する飲食店から生じる騒音について、申請人らの居宅内に45dBを超える音を侵入させないこと。	26. 10. 8			
13	埼玉県 平成26年(調) 第6号事件	申請人隣地の学校新築建替え工事に起因し予見される騒音及び振動により、申請人が管理運営する無床診療所で診療を継続することが不可能となり、生計を営めなくなる。よって、①被申請人は、予見される騒音及び振動により移転を余儀なくされる申請人の管理運営する無床診療所の移転費用1,774万5千円を支払うこと、②申請人が無床診療所を移転させるまで、学校解体工事を行わないこと。	26. 11. 10	27. 3. 9	調停打ち切り	調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
14	埼玉県 平成27年(調) 第1号事件	申請人は、被申請人の施設に設置されているエアコン室外機及び乾燥機からの騒音により精神的苦痛及び安眠妨害を受けており、通常の生活を送ることができないほどの影響を受けている。よって、①被申請人は、エアコン室外機及び乾燥機の騒音について、市の環境条例の規制基準内にとどまるよう対策を講じること、②被申請人は、エアコン室外機及び乾燥機の騒音について、これを軽減する措置をとること、③被申請人は、エアコン室外機及び乾燥機の騒音軽減のため、運転時間を午前6時から午後10時までとすること、④乾燥機の使用による悪臭軽減のための処置をとること、⑤上記措置をとらない場合、半年の猶予期間後、当該施設の移転又はエアコン室外機及び乾燥機の移設をすること。	27. 2. 10			
15	千葉県 平成25年(調) 第1号事件	深夜・早朝に、被申請人の従業員宿舎から発生する、車のドア開閉音やアイドリング音、宿舎のシャッター等の開閉音、従業員の話し声及び業務用換気扇の音により、申請人は、強い不快感や不眠症に悩まされるなど、精神的・身体的苦痛を被っている。よって、被申請人は、①申請人宅と従業員宿舎間における、車の出入り及び駐停車を禁止すること、②申請人宅に面する被申請人数地内に防音壁を設置すること、③損害賠償金を支払うこと。	25. 9. 27	26. 10. 21	調停成立	調停委員会は、6回の調停期日の開催等手続を進めた結果、①被申請人は、申請人に対し、申請人宅に面した被申請人所有の敷地を被申請人の社員寮として使用するに際して、同敷地内における自動車のドアの開閉音及びアイドリング等による騒音について、その低減を図るため次の諸対策を実施する、(1)本件敷地内のう

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
						ち、車両乗入制限区域として設定した区域（以下「乗入制限区域」という。）における自動車の出入りを、緊急事態等の特別な事情のない限り、平日午後10時から午前6時まで、土日祝日の午後10時から午前7時まで行わないものとする、(2) 従業員に対し、「乗入制限区域」及びその周辺においても、自動車ドアの開閉音及びアイドリング等から生じる騒音について注意喚起を徹底する、(3)「乗入制限区域」及びその周辺への騒音対策を内容とする掲示板を設置するなど、従業員の意識向上を図る、②被申請人は、今後も騒音についての被申請人に対する意見・要望を受け付ける窓口を被申請人会社内に設け、申請人からの意見・要望があったときは誠実に対応する、③申請人と被申請人らは、今後良好な近隣関係の形成に努めるものとし、将来問題が生じた場合は、相互に誠意をもって協議の上、協力して解決を図るものとする、④申請人と被申請人らは、本調停において取り上げられた問題については、上記の通り合意したものであることを確認し、今後、本件に関し再度調停の申立て、訴訟の提起、その他法的手続をすることはしない、⑤本件調停手続に要した費用は、当事者各自の負担とする等を内容とする調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
16	千葉県 平成25年(調) 第2号事件	申請人工場から六価クロムが漏洩し、周辺土壌を汚染したため、申請人が被申請人の土地と建物・設備を、それぞれ購入することで合意した。しかし、被申請人は合意を反故にし、賠償金として新たに建物等の新築費用や移転費用等を請求してきた。よって、申請人が被申請人に補償すべき金額は、当初合意のとおりであることを確認すること。	25. 12. 12	26. 5. 15	調停打ち切り	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
17	千葉県 平成26年(調) 第1号事件	被申請人牛舎から発生する家畜排泄物等から発生する悪臭、付近の排水路の水質汚濁、海岸付近の草木の枯死等土壌汚染により、申請人マンション住民は、換気のため窓を開けたり、洗濯物を外に干すことがはばかれるなど、日々の生活上の行動が制限を受けるとともに、申請人マンションの経済的価値を著し	26. 8. 6			

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
		<p>く下落させている。よって、被申請人は、①被申請人牛舎と申請人マンションとの敷地境界における臭気濃度及び臭気指数をそれぞれ10以下とするとともに、定期測定し、その結果を申請人及び県へ報告すること、②被申請人牛舎付近の排水路の水質分析結果を正常値とするとともに、定期測定し、その結果を申請人及び県へ報告すること、③被申請人牛舎内のパドックに湧水が流入しないよう対策を講じるとともに、泥浄化した家畜排泄物は、適宜ローダー等で堆肥舎に搬入すること、④被申請人牛舎における牛の飼育頭数の減少又は移転等を検討すること、⑤慰謝料として金600万円を支払うこと。</p>				
18	東京都 平成24年(調) 第1号事件	<p>被申請人の搬出入している倉庫から発生する騒音により、申請人及び一級障害者である家人とともに、睡眠不足、血圧・動悸の上昇などの健康被害を受け疲労困ぱいしている。よって、被申請人は、防音壁、防音床面等を敷設置するなどして、搬出入している倉庫から発生する騒音を低減すること。</p>	24. 3. 15	26. 11. 20	調停成立	<p>調停委員会は、11回の調停期日の開催等手続を進めた結果、①申請人と被申請人は、被申請人施設からの騒音低減措置として、被申請人が次のことを行ったことを相互に確認する、(1)被申請人は、被申請人施設に別紙のとおり平成26年8月に鉄板を敷設した、(2)被申請人は、大型バックホーに設置するスケルトンバスケット及びブッシュの交換を平成26年10月20日に完了した、②被申請人は、申請人に対し、被申請人施設からの騒音低減措置として次のことを約する。(1)被申請人は、被申請人施設における遮音カーテンを本調停条項締結後速やかに設置する、(2)被申請人は、重機、車両等エンジンを起動する作業は、午前8時以降午後6時までとする。また、重機、車両等を使用しないときは、エンジンを切るように努める、(3)ダンプカーからガラ、残土を降ろした後、アオリを閉じる際には箒を挟むなど、騒音の発生を抑制する、(4)ショベルローダーによる骨材の掬い取り作業は、バスケットを底盤から数センチ浮かせる、(5)骨材置場の骨材を持ち上げるときは、ブルドーザーの先端部分を静かに地面につけた上でゆっくり操作する、(6)竹箒の使用時には、水撒きをする、(7)ガラは必ず保管庫に入れる、(8)ガラの積出し時は静音化に注意して積み込む、(9)バックホーによるガラと残土の振り分け</p>

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
						作業は、運転操作の静音化に努める、(10) ガラの積出し時は、大きなガラに特に注意して発生音の最小化に努める、(11) 被申請人数地内において、ダンプの急発進、急停車、ダンプの荷台を揺すって大きな音を出しながら残土を出すことは控えるように指導徹底する、(12) バックホー、ショベルローダーについては、より発生騒音の低い機種が発売されたときは、適当な時期に入れ替える、(13) 被申請人は、関係法令等を遵守するように努める、③申請人と被申請人は、良好な近隣関係の形成に努めるとともに、前記①ないし②については不具合等が存在する場合は、双方の協議により円滑に解決するよう努める、④申請人と被申請人は、以上をもって本件申立てについては解決したものとし、本調停書に定めるほかは、何らの債権債務の存しないことを相互に確認する、⑤調停費用は各自の負担とする等を内容とする調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
19	東京都 平成24年(調) 第3号事件	被申請人工場から粉じん、騒音、振動が発生しており、粉じんにより窓が開けられない、洗濯物や布団を外に干せないといった住環境に与える悪影響や、騒音、振動による精神的いら立ち、仕事への悪影響がある。よって、被申請人は、①当工場において、粉じんの飛散防止、騒音及び振動の低減のため屋根を設置し、出入口にドアを設置すること、②タイヤ洗浄ピット及び高水圧洗浄機等を設けて当工場から搬出する車両の車体、タイヤから泥やほこりを洗い落とし、当工場から外にこれらを持ち出さないこと、③当工場において廃材処理、重機・機械の稼働、車両の積み降ろし時には、その目的物に対し、粉じんの飛散防止のため十分な散水を行うこと、④当工場にある製品に対し、粉じんの飛散防止のためのシート掛け、散水等の処置をとること、⑤当工場に設置している重機、廃材処理機械を低騒音、低振動及び粉じんを出さないものに変更すること。騒音については、規制基準内に収まるよう当工場全体の設備に対して防音対策を講じること、⑥当工場の操業及び搬入・搬出車両からの積み降ろし作業について、午前8時から午後5時までを厳守すること、⑦公害防止対策委員会を設置し、公害基	24. 7.20	26. 7.28	調停成立	調停委員会は、5回の調停期日の開催等手続を進めた結果、(1)被申請人は、工場の稼働による騒音・粉じん等が申請人に対し多大な被害を与えたことを謝罪し、今後も関係諸法令を遵守し、その軽減に努めること、(2)被申請人の工場の作業場に屋根の設置を実現するため、被申請人は許認可官庁と交渉を行う、また、申請人は被申請人の努力を後援する、(3)被申請人が設置したシャッターを適切に運用すること、(4)被申請人は、以下の事項記載の通り引き続き努力する。①工場の出入車両は工場周辺において路上駐車をしないよう、また、申請人の日常生活を脅かす経路を通行しないよう運転手等に注意喚起する、②工場玄関に設置したタイヤ洗浄プールを適宜

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
		<p>準を作成し、公害の有無を点検し、公害が出現しているときには直ちに改善すること、⑧公害防止協定にある事項を厳守し、その存在と内容を社員及び従業員に認識させること、⑨平成26年12月31日までに上記措置を実施しない場合は当工場の操業を停止すること。</p>				<p>清掃すること、③工場内の外部に粉じん等が飛散しないよう対処すること、④工事車両の通行する周辺道路を定期的に清掃すること、⑤工場の作業員に良好な環境保持のための教育を定期的に行うこと、⑥操業時間を8時から17時までとすること、(5)申請人は被申請人に対し、少なくとも3ヶ月に1度の割合で両者間の協議を開くよう求めることができ、被申請人はこれに応じなければならない。被申請人は申請人の求めに応じ、前4項の進捗状況について申請人に報告する義務を負うものとする等を内容とする調停案の受諾勧告を行ったところ、当事者双方から受諾しない旨の回答がなかったことから、調停が成立したものとみなされ、本件は終結した。</p>
20	東京都 平成25年(調) 第1号事件	<p>被申請人は4車線道路を建設中だが、①当該道路周辺地域は、現状で大気汚染とその被害が深刻であることから、新たな自動車交通量の増加は、大気汚染被害を増加・悪化させるおそれがある、②道路の騒音に関して、アセスに問題があり、また沿道地域は、新環境基準の適用と用途地域変更による一方的な基準緩和で居住環境・生活環境の悪化、非人間的な生活を強いられることとなる。よって、被申請人は、①事業者として建設中の当該道路を緊急車両及び自転車のみで供用すること、②上記①ができない場合は、供用に際して、当該道路4車線の外側各1車線を自転車専用レーンにして、交通量を抑制し、大気汚染と騒音を低減すること、③一部供用開始後、騒音、大気汚染の測定を実施し、公表すること。環境基準を超えた場合は、直ちに、速度制限と交通量を抑制するために車線規制を行うこと。</p>	25. 4. 11	26. 12. 22	調停 打ち切り	<p>調停委員会は、9回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。</p>
21	東京都 平成25年(調) 第2号事件	<p>申請人は、被申請人の隣地で工場を操業しているが、被申請人は、平成20年頃より、申請人に対し、騒音ないし低周波振動についての苦情を頻繁に申し出るようになった。申請人は、工場の敷地内部に防音壁や低周波防止材等を設置することにより、近隣地域への騒音や低周波振動の発生を可能な限り除去しており、被申請人の隣家も含め、被申請人以外の近隣住人からはそうした苦情の申出は存在していない。ところが、被申請人からの上記の苦情申出がその後も続くことから、申請人としては、被申請人が主張するような騒音や低周波振動の存在を肯定するものではないものの、近隣住人との良好な関係を築くという意味でも、今般、更に、被申請人の所有地との</p>	25. 4. 16	26. 9. 4	調停 打ち切り	<p>調停委員会は、7回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。</p>

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
		境界付近に資材置き場及び防音壁の設置を検討している。ところが、被申請人は、申請人に対し、騒音ないし低周波振動に関する苦情を申し出るものの、申請人がその対策として、境界付近に防音壁や資材置き場を設置することを提案しても、かかる提案には難色を示し、明確な承諾の意思を表示することがなかった。よって、被申請人は、申請人と被申請人の所有地の境界部分に申請人が防音壁（資材置き場も含む）を設置することを承諾すること。				
22	東京都 平成25年(調) 第3号事件	申請人は数年前に被申請人の隣地に引っ越したが、当時は被申請人の建屋はリフォーム中のため営業しておらず、申請人が引っ越した後、営業が再開された。営業が再開されて以降、夜間から早朝にわたって被申請人のトラックから発生する騒音等により、平穏な生活や就寝を妨げられている。よって、①夜間、休日にトラックのコンプレッサー駆動を停止すること、②トラックのアイドリングを停止すること、③肉体的精神的苦痛に対する慰謝料等として、金員を支払うこと。	25. 7. 19	26. 5. 13	調停打ち切り	調停委員会は、6回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
23	東京都 平成25年(調) 第4号事件	隣接する体育施設は剣道練習に使用されているが、床を踏み込む音、大きなかけ声等の騒音により、睡眠不足になり、仕事や健康に悪影響が生じている。よって、被申請人は、①二重サッシの設置などの防音対策を実施し、体育施設からの騒音を低減させること、②剣道練習に使用させる時間を火曜日は20時までとし、金曜日・土曜日・日曜日には約束外での使用をさせないこと、③騒音を放置せず、市の権限を行使し、体育室の利用について勧告、指導を行うこと、④剣道練習の際の床の踏み込み、叫び声をやめさせ、体育施設北側の使用を禁止するなど工夫・配慮すること、⑤上記措置をとれない場合は、他の施設へ練習場を変更すること。	25. 8. 9			
24	東京都 平成25年(調) 第5号事件 (平成25年(調)第1号事件への参加申立て)	東京都平成25年(調)第1号事件と同じ。	25. 8. 28	26. 12. 22	調停打ち切り	東京都平成25年(調)第1号事件と同じ。
25	東京都 平成25年(調) 第6号事件	被申請人は、平成25年9月頃から鉄骨の組立作業を開始したが、平成25年11月頃からは、申請人住居の近傍で午後9時から午前1時の時間帯に同作業を行うようになった。申請人は現在、自宅療養中であり、同作業によって発生する騒音により、血圧上昇、動悸、睡眠不足等の被害を受けている。よって、①深夜の作業時間は午後9時から午後11時までとし、土日、祝祭日の作業は行わないこと、②上記措置をとらない場合は、建築作業を休止するか、申請人に安全かつ健全な生活が確保できる場所を提供すること。	25. 11. 26	26. 5. 20	調停打ち切り	調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
26	東京都 平成25年(調) 第7号事件	被申請人工場では、業務用洗濯機、脱水機等の使用に伴う振動が朝7時台から作業時間内に断続的又は連続的に発生し、この振動によ	25. 12. 25			

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
		り申請人の家屋が揺れるため、申請人は精神的苦痛を受けている。よって、被申請人は、①被申請人の工場設備からの振動に対して、実効ある低減措置をとること、②操業開始時間を守り、早朝7時台からの振動を伴う操業をしないこと。				
27	東京都 平成26年(調) 第1号事件	被申請人清掃事務所は、月曜日から土曜日まで、ごみ収集を行う清掃作業員の集合、解散場所に利用されている。清掃事務所の西側出入口付近で、午前7時半頃から出発、帰庁を繰返し、清掃車が大きな騒音をたてて走行したり、事務所構内でアイドリングしたり、バックや曲がる際のサイン音を発生させる、清掃作業員が集合場所で大きな声で会話する、道路に出て大声で誘導するなどの騒音に悩まされ続け、窓を開けることも差し支えるといった生活侵害を受け、健康被害も生じかねない。また、清掃事務所では収集したゴミの一部を事務所構内で圧縮する作業を行っている。この圧縮作業をしている際に発生する騒音及び悪臭と、清掃車の大きなアイドリング音が申請人宅に届き悩まされている。よって、被申請人は、①清掃車の出入りと、清掃作業員の送迎乗車を、清掃事務所の西側道路ではなく東側で行うこと、②清掃事務所内におけるゴミ圧縮作業を中止すること、③清掃事務所の土曜日・祝日の作業は東側道路付近で行うこと及び日曜日、祝日の清掃事務所の稼働を中止すること。	26. 1. 30			
28	東京都 平成26年(調) 第2号事件	被申請人の結婚式場から発生する騒音のため、動悸、耳鳴り、眩暈、睡眠不足等の被害を受けている、また、被申請人結婚式場が開催する多くのイベントは土日に行われているが、平日23時以降でも客が騒いで眠れず、仕事に差し支える。よって、被申請人は、①防音対策を行い、騒音を低減させること、②夜間の工事は行わないこと、③夜間の照明を消すこと、④イベントが終了次第、速やかに客を帰らせること。	26. 4. 2			
29	東京都 平成27年(調) 第1号事件	被申請人は、本件建物及びその周辺地域において、曜日及び時間帯を問わず、恒常的にアンプ、スピーカーその他の音響機器及び楽器を用いた集会を開催して、演説、楽器演奏、歌唱、映像視聴等を大音量で行い、また、多数の信徒等が大声で会話等を行うのを漫然と放置しており、これら被申請人の活動によって生じる騒音により、申請人及びその家族を含む近隣住民は、その平穏な生活環境を著しく侵害され、重大な精神的苦痛を被っている。さらに、被申請人は、信徒等の発する生活音や食事の調理等に伴うと思われる悪臭の発生、廃棄物の投棄、車両その他の物件の本件建物敷地外への放置等を繰り返しており、これらによる近隣の生活環境の悪化も看過しがたい。しかも、被申請人は、申請人ら近隣住民による度重なる改善の申し入れを受けても、一向に必要な対策を執ろうとしない。よって、①被申請人は、その活動により、都条例に定める規制基準を超える騒音を発生させ	27. 1. 14			

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
		ないこと、②被申請人は、その活動により生じる騒音が、規制基準内にとどまるよう、騒音を発生させる活動の中止、騒音発生源の移動、防音工事の実施、信徒等の指導その他必要な防音対策をとること、③被申請人は、その発する音が②の防音対策を講ずることにより本件建物の外部に漏れない場合を除き、アンプ、スピーカーその他の音響機器若しくは楽器を使用し、若しくは使用させ、又は演説、歌唱その他の発声をし、若しくはさせないこと、④被申請人は、その活動により、悪臭の発生、廃棄物の投棄、車両その他の物件の本件建物敷地外への放置その他の近隣の生活環境を悪化させ、又はそのおそれのある行為をしないこと、⑤6ヶ月を経過しても①から④までのいずれかの義務が履行されないときは、被申請人は、ただちに本件建物の使用を中止し、本件建物を退去すること、⑥被申請人は、申請人に対し、過去及び将来の①の騒音の発生により申請人及びその家族の被った精神的苦痛に対する慰謝料として、相当額を支払うこと。				
30	神奈川県 平成23年(調) 第2号事件	①被申請人らが環境影響評価に用いたブルーム・パフモデルは平坦地用に開発されたもので複雑な地形については信頼する結果が得られない時代遅れの方式である、②ブルーム・パフモデルによる結果は、車からの排ガス汚染を過小評価し、結果的に住民の健康被害を招くおそれがある、③ブルーム・パフモデルは排気ガスの進行方向、その横方向及び垂直方向への排気ガスの拡散を正規分布と仮定し、かつ、地表面では鏡面の様にガスが完全反射するという仮定の上に定式化されたもので、拡散場のパラメーター（正規分布の標準偏差）は一様な値となっており、土地建物の凹凸や地表面粗さなど拡散場の地域特性を表現することはできない。A線沿線は、谷戸が多く地表面は凸凹に富み、気流や拡散の様相は一様ではない。また、逆転層の発生が頻発しており、拡散に係る大気鉛直構造も複雑で一様なパラメーターで表すことはできない。このような空間の局所性による影響については、空間を三次元の微小部分に分割して表現する三次元流体モデルが適している、④浮遊粒子状物質（SPM）については当初事業者アセスでは実施せず、その後、事業者がブルーム・パフモデルを用いて実施したが、これらもNO2の場合と同じく結果を過小評価する傾向がある。よって、被申請人らは、三次元流体モデルを用いてA線の環境影響評価の大気汚染予測をやり直すこと。	23. 8. 31			
31	神奈川県 平成23年(調) 第3号事件	本件事業の対象地を含む周辺地域は、オオタカの営巣に象徴される良好な自然環境が残されている生物多様性保全の観点からも極めて貴重な地域である。申請人ら住民の多くがこうした良好な住環境を享受すべく、この地に居を構えたが、本件事業の現行案では、工事中の騒音、振動、地盤沈下の発生のおそれが極めて高く、また、工事完成後は周辺地域の	23. 12. 2			

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
		<p>大気汚染が強く懸念されるものであり、実施されれば、こうした良好な住環境は根底から失われ、健康被害すらも大いに懸念される。本件事業によって住環境や健康に直接の影響を受ける申請人らとしては、本件事業がどうしても行われるというのであれば、せめて、住環境や健康への影響が少ない手段によることを求めるのは極めて当然のことである。申請人らが提示する代替案（①環状B号線（C橋）を下越えする、②本線は全線シールド工法とする、③D道路の東側に分岐合流点を移す）は、現行案と比べて住環境や周辺の自然環境への影響が少なく、また、事業者にとってもメリットがある内容であり、十分に採用に値するものと考え。よって、被申請人らは、①A線建設計画における現行案を見直すこと、②申請人らが提案の代替案を採用すること、③①及び②を検討するため申請人らと真摯に協議すること。</p>				
32	神奈川県 平成25年(調) 第1号事件	<p>被申請人が宅地造成工事を計画している土地は、平成22年に当時の所有者A市が土壤汚染の調査を行った際に、一部で基準を上回る鉛やヒ素が検出されていたが、A市は、土壤汚染は自然的要因と思われると主張し、調査も対策も不十分な状態で土地を売却、宅地造成工事を許可した。宅地造成工事に伴い、汚染土壌の露出、飛散、申請人らの所有地や地下水の汚染等により、申請人らは重大な健康被害や財産的損害を被るおそれがある。よって、被申請人は、①宅地造成工事を中止すること、②土壤汚染等の詳細調査を実施し、対策を講じること。</p>	25. 7. 18	26. 4. 8	一部成立 ／一部取 下げ	<p>調停委員会は、6回の調停期日の開催等手続を進めた結果、申請人と被申請人B社、C社及びA市間においては、①B社はこれまでに発生した汚染土壌を処理施設に搬出し、処理したことを確認する、②B社は造成予定の一部区画について、宅地及び駐車場部分を非汚染土壌で覆土したことを確認する、③B社及びC社は、今後の開発計画において把握している基準値超過区画の開発行為をなす場合以下の事項を約すること、(1)汚染土壌の切り土、盛り土、処分土量にあつては適正に算定した書面を作成すること、(2)工事期間内に発生した汚染土壌を一時保管する場合は、合板やビニールシート等を利用するなどして飛散防止対策、雨水による流出防止対策を取った上で、上記基準値超過区域内に保管すること、(3)開発工事で発生した汚染土壌の剰余分は、汚染されていない土地に埋めることなく、汚染土壌処理施設に搬出して処理すること、(4)上記基準値超過区域の開発された土地については、非汚染土壌で20cm以上の覆土をすること、(5)開発計画に係る書面をA市に提出する前に、申請人らに対し、情報を開示し協議調整すること、(6)土地の区画形質の変更に係</p>

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
						る書面、土壌汚染対策に係る書面をA市に提出する前に、申請人らに対し、情報を開示し協議調整すること。④A市は、B社及びC社が法令に則って開発を進めるよう指導する等を内容とする調停案を当事者双方が受諾し、また、申請人らが被申請人国及びD社との調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
33	神奈川県 平成26年(調) 第1号事件	①被申請人が所有し賃貸しているビルから、絶え間なく空調ダクトを音源とする音が発生している。申請人が測定したところ、規制基準値を超えている時間帯があった。については、音量を軽減するために効果ある対策をとることを求める、②申請人は当該音のため、平穏な生活が送れなくなっており、この音を原因とする不眠やストレスから、身体的・精神的な不調をきたしている。よって、①被申請人は、防音工事の実施等により、被申請人所有ビルの空調ダクトから発生する音量を横浜市の定める騒音の規制基準値以下にすること。②被申請人は、申請人に対し、慰謝料として平成25年2月1日から問題解決の日まで1日当たり金6,000円を支払うこと。	26. 9. 2			
34	神奈川県 平成27年(調) 第1号事件	申請人は、被申請人の駐車場を入庫ないし待機する車両が、毎日、深夜から早朝にかけて出す車両音のために、睡眠不足や過度のストレス等による健康被害を受けている。よって、被申請人は、①駐車場の操業時間を午前8時から午後10時までとし、深夜、早朝及び土日祝日の操業は行わないこと、②上記措置を講じない場合、平成27年8月末日限りで駐車場を現在地から移転すること、③申請人に対し、慰謝料として金300万円を支払うこと。	27. 2. 10			
35	新潟県 平成26年(調) 第1号事件	申請人は、隣接する被申請人両名宅の敷地内に設置されたヒートポンプ式温水暖房機の室外ユニット2台から発生する騒音（低周波音を含む）により、不眠状態、耳鳴りに悩まされるなど、肉体的・精神的に疲弊した状態である。よって、被申請人らは、申請人に対して、上記騒音を低減又は防音するために室外ユニットの設置位置を変更するなどの適切な措置をとること。	26. 2. 25			
36	新潟県 平成27年(調) 第1号事件	申請人は、平成20年頃から、被申請人の工場に設置されているギロチンシャー及びフォーク付マグネット仕様機から発生する騒音等に悩まされるようになった。被申請人への改善要求に対しても十分な措置がとられることはなく、平穏な生活が侵害され続けている。よって、被申請人は、①被申請人の工場に設置しているギロチンシャー及びフォーク付マグネット仕様機から発生する騒音について、完全な防音対策をとること、②ギロチンシャーから飛来する金属片等について、完全な防止対策をとること、③申請人に対し、慰謝料として金300万円を支払うこと。	27. 2. 9			

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
37	富山県 平成27年(調) 第1号事件	申請人は、被申請人による地下水の揚水に伴い発生する振動及び地盤沈下により、健康被害(不眠、肩こり、うつ病等)が生じ、財産的損害及び精神的損害を被った。よって、①被申請人は、申請人に対し、立ち退き費用及び自宅再購入に係る土地及び家屋について、損害賠償金1,600万円を支払うこと、②被申請人は、申請人に対し、精神的被害、通院に伴う治療費及び実家への家賃等として、損害賠償金2,700万円を支払うこと。	27. 3. 10			
38	山梨県 平成25年(調) 第1号事件	被申請人が経営する木材加工場において発生する騒音、振動、粉じんにより、生活に支障が生じている。特に搬入した木材(丸太)を場内に落とす作業において生じる振動で自宅が揺れ、家に住めない状況である。よって、被申請人は、木材加工場における作業に関し、①騒音及び振動の値を規制基準以下にすること、②粉じんの発生を防止すること、③搬入された材木の一時落としをしないこと、④作業時間を8時～17時とすること、⑤土日、祝日の作業はやめること。	25. 3. 27	26. 10. 17	調停成立	調停委員会は、10回の調停期日の開催等手続を進めた結果、①被申請人は、申立てに係る木材加工場について、平成27年3月末日を目処に閉鎖し、他市へ移転する。被申請人は、移転工事に関し、工場の稼働終了日、機械搬出日が確定したときは、速やかに申請人らに連絡する。被申請人は、仮に平成27年3月末日までの移転が困難になった場合は、速やかに申請人らに連絡をする、②工場の移転が完了するまでの間、工場の稼働時間については、以下のとおりとする。(1)工場の建物外での作業の開始時刻は、午前6時30分とする。(2)工場内の機械の稼働時間は、原則として、午前8時から午後5時とし、清掃を含め、午後6時には、工場内の作業を終了する。ただし、機械の不調等の事情により、工場内の作業終了時刻が午後6時30分を超えることが明らかになった場合は、被申請人は速やかに申請人らに連絡をする。(3)土日祝日は、原則として、工場内の機械を稼働させないこととし、仮に稼働する必要がある場合は、被申請人は、申請人に対し、速やかに連絡をする、③被申請人が、②の稼働時間の取決めに反し、作業を行っていること、または、工場内外の騒音について、申請人らが被申請人に対し苦情を申し出るときは、予め通知した本社担当者に電話する方法により行う。申請人らと被申請人の連絡については、申請人の代表が行うこととし、双方誠実に対応する、④被申請人は、工場の

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
						稼動に際し、騒音の発生について十分に留意し、騒音の低減に努力する、⑤本調停に要した費用は、当事者各自の負担とする等を内容とする調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
39	岐阜県 平成26年(調) 第1号事件	被申請人の経営する病院から発生する騒音は、夜間、日曜・祝祭日を問わず頻繁に発生しており、申請人の健康で平穏な生活を享受する権利が侵害されている。よって、被申請人は、夜間(午後8時～翌朝午前7時)及び日曜・祝祭日における騒音の排出をなくすための有効な改善策をとること。	26. 5. 9	26. 5. 20	調停申請 取下げ	申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
40	静岡県 平成27年(あ) 第1号事件	被申請人が資材置き場として利用している空き地からの騒音・振動により、申請人は、肉体的、精神的苦痛を受けている。よって、被申請人は、①当該空き地から工事車両及び工事関係に係る全ての資材等を撤去すること、②申請人に対し、損害賠償として金100万1,740円を支払うこと。	27. 2. 27	27. 3. 19	あっせん 申請取下 げ	申請人は、都合により、あっせん申請を取り下げたため、本件は終結した。
41	愛知県 平成27年(調) 第1号事件	申請人は、被申請人の工場に隣接した場所で仕事をしており、工場から発生する騒音により、集中力が保てず、仕事に支障をきたしたり、気分が悪くなったりすることが頻繁にある。また、被申請人の工場は、土曜日にも操業しており、申請人の日常生活に多大なる支障をきたしている。なお、申請人が被申請人の工場からの騒音を測定したところ、敷地境界で平均約70dBから75dBという値であった。これは、市条例による規制基準を超過しており、平穏な生活環境で生活や業務をするという人格権に対する明らかな侵害である。よって、被申請人は、①防音措置を講じるなどして、被申請人の工場が発生させている騒音を低減すること、②工場の操業時間を午前8時から午後5時までとし、夜間及び土日祝の操業は行わないこと。	27. 2. 19			
42	三重県 平成26年(調) 第1号事件	被申請人は建物解体工事業を営んでいるが、申請人自宅の近隣で行った鉄筋建物の解体工事の振動により家屋にひび割れが生じた。よって、被申請人は、申請人自宅の被害を受けた以下の箇所を修理すること。①2階和室の壁のひび割れ、②2階書道部屋のクローゼットのひび割れ、③基礎部分(犬走り)のひび割れ。	26. 7. 17	26. 10. 27	調停打切 り	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
43	三重県 平成26年(調) 第2号事件	①被申請人の工場から発せられる機械・金属音による精神的苦痛及びそれに伴う将来的不安から解放されたい(市の指導により、若干改善されたものの、未だに苦痛を伴う騒音が続いている。)、②騒音により、将来的なことも含め住宅及び宅地の利用に支障が生じている。また、資産価値の低下が懸念される、③騒音公害に関する専門家からの意見を聞きたい。また、測定を再度行って欲しい。被申請人が防音工事を行うに当たっては専門家から効果的な工事について助言を受けたい。よって、被申請人の工場の防音工事を行い、騒	26. 9. 16			

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
		音源である工場側の敷地内で音を処理すること（申請人の宅地に騒音が侵入しないようにすること）、これが完遂されない場合は、申請人宅を防音改修すること。両手段で不足がある場合、被申請人が補償を行うこと。				
44	滋賀県 平成25年(調) 第2号事件	被申請人は砂利類の採取・販売業、土木工事業を営んでいるが、被申請人が汚泥を不法投棄したことにより、土壌汚染及び悪臭により生活環境が害され、また、本件土地が使用できなくなった。よって、被申請人は、被害発生地域に不法投棄した被申請人の事業活動により排出した産業廃棄物たる砂利洗浄・選別後の汚泥約3万㎡を搬出すること。	25. 7. 10	26. 10. 6	調停打ち切り	調停委員会は、6回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
45	滋賀県 平成25年(調) 第3号事件	平成25年3月に、申請人の所有地に隣接する採石場の事業者が変更された。当該採石場の新たな事業者は、廃棄物処理を主たる事業としていること、過去に汚染土壌を同社施設に搬入しようとしたものの地元住民の反対で計画が頓挫した経緯があること、当該採石場は既に掘り尽くされているにもかかわらずあえて取得したこと等に鑑みれば、当該採石場に産業廃棄物を投棄しようとしている疑いが濃厚である。そのような事態になれば、申請人所有地や周辺の河川等が汚染され、人の健康や生活環境に被害が生じるおそれがある。よって、①当該採石場の事業者変更の届出を受理しないこと、②当該採石場において、新事業者に産業廃棄物の保管・処分・運搬等を行わせないこと。	25. 11. 7	26. 7. 14	調停打ち切り	調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
46	滋賀県 平成26年(調) 第1号事件 (平成25年(調)第3号事件への参加申立て)	滋賀県平成25年(調)第3号事件と同じ。	26. 5. 7	26. 7. 14	調停打ち切り	滋賀県平成25年(調)第3号事件と同じ。
47	京都府 平成25年(調) 第2号事件	平成19年頃から野球部等がグラウンド北東でバッティング練習等を行うことによる騒音が顕著になり、申請人の生活に支障が生じている。よって、①被申請人が運営する学校の野球部等の主なグラウンドの使用場所を北東から南西に移動し、グラウンド北東でのフリーバッティングは1日20分までとすること、②将来的には被申請人所有の郊外のグラウンドを使用すること。	25. 6. 11			
48	京都府 平成25年(調) 第3号事件	申請人宅前に被申請人の学校が建設され、同校の運動場から発生する騒音等に悩まされるようになったことから、被申請人に再三苦情を申し出たが、被申請人は具体的な対策等は一向に行わず現在に至っている。よって、被申請人は、被申請人の学校の運動場から発生する騒音と砂塵を減少させるために、防音・防砂壁等を設置すること。	25. 7. 9	26. 7. 22	調停打ち切り	調停委員会は、5回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
49	京都府 平成25年(調) 第4号事件	消防団が申請人宅前でやっている訓練等に伴う騒音のため、仕事や勉強の作業効率の低下、精神的ストレスを与えられ、睡眠不足等の被害を受けている。よって、①消防団の訓練場所を変更して、申請人宅周辺で訓練や街宣車活動、その他付随活動を行わないこと、	25. 11. 12	26. 8. 8	調停申請取下げ	申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
		②精神的な苦痛に対する損害賠償として金員を支払うこと。				
50	京都府 平成26年(調) 第1号事件	申請人は、被申請人による動物霊園建設工事による地盤沈下、振動、土砂災害による被害を受け、良好な景観・生活環境の享受を脅かされるおそれがある。よって、被申請人らは①動物霊園建設計画について、白紙撤回を含め、土砂災害防止の措置、景観確保及び生活環境の保持、②工事車両通行路及び沿道家屋の現況調査、損傷時の修復、③工事における地盤沈下、振動の防止措置、④土砂災害や地盤沈下の危険性についての環境影響評価、⑤土砂災害の発生時における補償を明示すること。	26. 8. 5			
51	京都府 平成26年(調) 第2号事件 (平成26年(調)第1号事件への参加申立て)	京都府平成26年(調)第1号事件と同じ。	26. 11. 11			
52	京都府 平成26年(調) 第3号事件 (平成26年(調)第1号事件への参加申立て)	京都府平成26年(調)第1号事件と同じ。	26. 12. 26			
53	京都府 平成27年(調) 第1号事件 (平成26年(調)第1号事件への参加申立て)	京都府平成26年(調)第1号事件と同じ。	27. 3. 2			
54	大阪府 平成6年(調) 第5号事件	都市計画道路及び自動車専用道路が完成し、供用が開始されることにより、騒音、振動、排気ガスの公害発生及び眺望への影響のおそれがある。よって、被申請人は、環境保全上の適切な処置を講ずること。	6. 12. 22			
55	大阪府 平成22年(調) 第4号事件	被申請人らは、申請人宅の東側に被申請人Aが所有し、被申請人B社が管理する3階建て賃貸住宅を建設し、エアコン室外機を当該賃貸住宅に設置、稼働している。当該エアコン室外機から発生する騒音により、申請人は長期の睡眠障害を起し、精神的、肉体的苦痛等を生じている。よって、被申請人らは、連帯して、①賃貸住宅に設置したエアコン室外機12機をベランダから撤去すること、②申請人らに対して金員を支払うこと。	22. 12. 14	27. 3. 30	調停打切り	調停委員会は6回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
56	大阪府 平成25年(調) 第2号事件	被申請人は、申請人A社の道路向かいにおいて木材チップを保管する事業活動を計画し、申請人A社と被申請人は木材チップの搬入について確認書を取り交わした。平成25年2月以降、木材チップが原因と思われる悪臭と粉じんにより、申請人A社では申請人らを含む従業員の半数に健康被害が生じ、業務の遂行にも支障が生じるようになったため、申請人らは確認書に基づき被申請人に対策を取るよ	25. 5. 16	26. 5. 13	調停打切り	調停委員会は4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
		う通知書を送付したが、被申請人から要望に応じられない旨の回答があった。よって、被申請人は、①被害の生じた場所にかかる異臭及び粉じん被害について、これを直ちに除去すべく対策を講じること、②申請人らに対して、治療費、慰謝料等適切な額の損害賠償を行うこと、③申請人A社に対し、適切な額の業務補償を行うこと。				
57	大阪府 平成25年(調) 第3号事件	被申請人が新しい機械を事業所の申請人住居側へ設置したところ、騒音・振動が激しくなり、作業時間も朝8時から午後9時までが常態になったことから、申請人住居の家具や建具が振動したり開きにくくなるなどの被害が生じ、また、申請人と家族は長時間の騒音・振動・悪臭により日常生活において精神的苦痛を受けるようになった。そのため、申請人は平成23年10月に、被申請人へ対策を要望したところ、被申請人は当該事業所に二重サッシを取り付けたが、それによる騒音・振動の軽減効果は見られなかった。よって、被申請人は、①騒音・振動について工場の外へ出ないよう防音壁等を設置する等の対策を講じること、②悪臭(油の臭い)対策として、換気扇の場所を移動すること、③作業時間を午前9時～午後5時までとすること、④上記措置をとらない場合は、1か月の猶予期間後、工場を移転すること。	25. 10. 24	26. 5. 7	調停 打ち切り	調停委員会は2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
58	大阪府 平成26年(調) 第1号事件	近隣の学校で増築工事が平成25年4月から始まったが、同年5月15日から18日にかけての作業中に長時間の振動が発生し、特に17日午後2時ごろに発生した振動により申請人の擁壁を含む住居等に重大な損傷が発生し、その後も家屋の被害が増大している。よって、申請人らの擁壁、住居、地下構造物等に発生した損傷の修復、原状回復をすること。	26. 1. 31			
59	大阪府 平成26年(調) 第2号事件	被申請人は、申請人居住地前の道路を含む府道等の補修、管理を行っているが、数年前に申請人居住地前に道路標示を施工して以来、走行車による騒音・振動は激しくなった。申請人は公共性を慮り我慢してきたものの、最近の道路補修工事で施工した道路標示の文字の厚みにより生じた騒音・振動は許容範囲を超えており、日常生活に支障が生ずる事態となっている。よって申請人宅前の道路上の道路標示の抹消もしくは移転等、騒音・振動をなくすための抜本的対策を講ずること。	26. 4. 16			
60	大阪府 平成26年(調) 第3号事件	被申請人は申請人居住地前の道路の管理者であり、平成25年1月下旬から同年5月初旬にかけて前述の道路交差点の交差点改良及び舗装工事を行った。本件工事以来、走行車による振動が昼夜を問わず発生し、申請人及び家族は睡眠を妨げられるようになった。そのため、申請人は平成25年5月21日に被申請人に対策を要望し、被申請人は同年10月から平成26年1月にかけて4回の補修工事を行ったが、振動は収まらなかった。よって、被申請人は、①申請人自宅敷地内に50dBを超える振動を与えないようにすること、②申請人に対し、平成25年5月21日から振動が収まるまで	26. 5. 1			

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
		日額金1,000円を支払うこと。				
61	大阪府 平成26年(調) 第4号事件	<p>申請人及び被申請人Aは、被申請人B、C、D及びE（以下、「被申請人Bら」という。）の父に昭和43年から当該土地を賃貸し、当該父は当該地で銭湯を経営していた。被申請人Bらは父の死後、土地の賃貸借契約を引き継ぎ、銭湯の経営を継続していたが、平成25年1月31日に廃業し、土地の賃貸借契約を同年2月に解除した。被申請人Bらが所有する銭湯の建物の解体後、申請人が当該土地に燃料として保管、使用されていた重油由来と思われる土壌の変色や異臭、敷地内の井戸への廃油の流入等を発見したため、被申請人Bらに対して土壌調査と汚染の除去を求めたが、産業廃棄物処理業者に依頼し油を処理済であるとして調査を拒否されたことから、被申請人Aが平成25年10月に当該土地の土壌調査を行ったところ、管理型処分場で受け入れられる弱いレベルの油汚染が認められた。しかし、この調査には複数の不備があったため、申請人が平成26年1月以降、当該土地の土壌や井戸水を可能な範囲で再調査した結果、油のほか鉛やフッ素も基準値を超えるなどの汚染が判明したものの、被申請人Aによる調査も含めていずれも不十分な調査であり、当該土地の汚染状況の把握に至っていない。よって、①被申請人らは被害発生地の土地に対して適切な土壌調査をすること、②仮に土壌汚染が被害発生地の土地にあった場合には、被申請人らは当該土地に対して適切な対策を講じること。</p>	26. 8. 6			
62	大阪府 平成26年(調) 第5号事件	<p>申請人宅に隣接する被申請人所有地は平成初頭から駐車場として被申請人が営業しているが、営業開始当初から申請人は駐車場契約者によるドアの開閉音やアイドリングの排気音、排気ガスによる被害を被っている。これらの被害は、申請人宅側に駐車中の車の後部が来ることに起因するところが大きいため、申請人は平成21年5月頃から被申請人に対して、契約者に対し前向き駐車徹底等を指導するよう申し入れを行い、このほか契約者による廃棄物の投棄や駐車場からの排水による被害についても苦情を申し立ててきたが、被申請人は平成24年4月に簡単な車止めと注意喚起の看板を設置して以降、申請人の苦情に応じない。よって、被申請人は、①被害発生地東側駐車場において、契約者に対し、前向き駐車徹底とドアの開閉やアイドリングについての配慮を契約書に明記するほか、注意喚起の看板設置等の手段により徹底させること、②当該駐車場に隣接する側溝の廃棄物の除去に努めること、③当該駐車場敷地内の排水対策を講じて、被害発生地への浸水被害を防止すること。</p>	26. 8. 25	26. 12. 2	調停成立	<p>調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めた結果、①被申請人は、申請人を含む近隣居住者に対する騒音、排気ガス、排水等の問題に配慮し、次の事項を遵守する、(1)被申請人は、申請人宅に隣接する被申請人所有の駐車場内に高さ1.5m程度、厚さ10cm程度のブロック塀を、被申請人の費用負担で設置すること、②申請人と被申請人は、本調停が成立したことにより、本件騒音、排気ガス、排水等の問題が円満に解決したことを確認し、今後、互いに良好な近隣関係を築くように努める等を内容とする調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。</p>
63	大阪府 平成26年(調) 第6号事件	<p>被申請人が建設しているマンションは、2012年秋に建設計画について周辺住民への説明の後、施主、施工者の変更を経て、2013年8月に建築工事を着工して以来、被害発生地住民らは工事の騒音により著しい精神的苦痛を受</p>	26. 10. 16	27. 2. 27	調停打ち切り	<p>調停委員会は3回の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。</p>

No.	事件の表示	請 求 の 概 要	受 付 年月日	終 結 年月日	終結区分	終 結 の 概 要
		けている。そのため、住民を代表して申請人から被申請人に対し再三にわたり騒音の低減策を講じることを求めたが、一向に改善されない。よって、①被申請人は、マンション工事において躯体工事に伴う生コン圧送作業時の作業音の低減を図ること。また、工事現場に騒音測定器を設置し、騒音測定を行うとともに、躯体全体に防音シートの設置を徹底するなど、騒音防止に努めること、②被申請人は、マンション工事中及び完成後の申請人マンション住民に対する日照権の確保、電波障害への対応、プライバシーの配慮に努めること。③被申請人は上記事項について対策を示した協定書を申請人との間で締結すること。				
64	大阪府 平成27年(調) 第1号事件	申請人らは被申請人が運営する幼稚園に隣接する住所に居住している。被申請人らは平成26年2月までの工期で同幼稚園の工事を行ったが、工事に伴う騒音、振動、粉じん等により、被害発生地住民らは住居への被害と健康被害を受けた。そのため、申請人らから被申請人らに対し、再三にわたり対策を求めたが、一向に改善されず、個別の補償にも応じなかった。よって、被申請人は、①申請人4世帯8名に対し、騒音振動公害の基本補償料、慰謝料として金320万円を支払うこと、②申請人ら4世帯が居住する家屋について、振動被害の点検、補修及び耐震検査を実施すること。なお、その際の費用はすべて被申請人が負担し、申請人が指定する第三者機関に依頼するものとする、③申請人4世帯の居住する家屋について、住居全体の洗浄を行うこと。	27. 2. 18			
65	大阪府 平成27年(調) 第2号事件	申請人らは、被申請人の事業所に隣接する住所に居住している。平成21年頃から被申請人の事業所での重機を使用した作業や大型車によるスクラップ類の搬入・搬出作業に伴う騒音・振動で、申請人らの住居が揺れるなどの被害を受けている。そのため、市役所に再三にわたり相談し、騒音測定の結果、条例に定められた基準を超えたときもあったことから、被申請人を含む関係機関に対策を求めてきたが、一向に改善されなかった。よって、①被申請人は、作業に伴う振動・騒音について、法令を遵守し、適切な対策をとること、②被申請人は、作業時間を平日午前9時から午後5時までとすること、③被申請人は、振動・騒音について、デジタル式振動騒音計を外から見えるところに設置すること、④住宅地内一般道路の10トン以上のトラック通行について、事故防止の対策をとること、⑤以上の項目が実行できない場合、6か月以内に移転すること。	27. 2. 20			
66	兵庫県 平成23年(調) 第2号事件	県立B高校吹奏楽部、音楽部及び学生のコーラス大会の練習で発せられる騒音により健康被害を受けている。よって、被申請人は申請人の生活が被申請人の発する騒音に悩まされないよう適切な措置をとること。	23. 8. 8			
67	兵庫県 平成24年(調)	河川改修工事の振動等により申請人らの所有する土地周辺で地割れ、土の盛り上がり・陥	24. 4. 17	27. 1. 31	調停申請 取下げ	申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
	第1号事件	没、家屋の歪みが生じたことにより、在宅中、勤務中ともに精神が安定できず体調不良の日が続いている。よって、被申請人は、①河川改修工事によっておきた申請人自宅及び所有店舗周辺の地割れ等補正すること、②申請人自宅及び店舗の家屋補修すること、③被害発生後調停成立までに申請人が費やした費用の補償すること、④事後家屋調査をやり直すこと。				本件は終結した。
68	奈良県 平成20年(リ) 第1号事件	奈良県平成11年(調)第1号事件の義務履行勧告申出	20. 9. 3			
69	奈良県 平成26年(調) 第1号事件	申請人は、被申請人宅に設置された家庭用燃料電池設備から発生する騒音と、被申請人宅外壁に設置されたレンジフードの排気口及び24時間換気の排気口から発生する音が申請人宅の外壁、被申請人宅の外壁及び互いの軒に囲まれた空間において反響し増幅された騒音により、日常生活における不快感などの精神的苦痛を受けており、不安緊張状態や不眠を患った。よって、被申請人は、①家庭用燃料電池設備（燃料電池発電ユニット及び排熱利用給湯暖房ユニット）を現在設置している場所から、申請人宅に騒音の影響を及ぼさない場所へ移設すること、②レンジフードの排気口・24時間換気の排気口に騒音の影響を減じる措置を講ずること、③上記②の措置が困難な場合、申請人宅の窓に二重サッシを設置すること。	26. 11. 12	27. 3. 13	調停打切り	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
70	鳥取県 平成24年(調) 第1号事件	被申請人の事業活動により生じる騒音・振動により、入院を必要とするレベルの日常的な精神的ストレス被害を受け、完全に回復する目処がたっていない。また、度重なる拡張工事により、申請人宅の家屋の破損および敷地の地盤沈下等を引き起こし、不動産価値の損失を被っている。よって、被申請人は、申請人の家屋の移転に伴う費用の負担及び慰謝料等を支払うこと。	24. 7. 19			
71	岡山県 平成26年(調) 第1号事件	被申請人A社の採石事業活動によって排出される大量の廃石残土に伴って、採石場に隣接する川には排出された残土の一部が堆積し、川底が浅くなった。そのため、水の流れが悪くなり、水の状態が変化し、底質の悪化を招いた。よって、①被申請人A社は採石場の土砂及び残土を撤去し、同採石場に隣接する川への土砂の流入及び公衆用道路への土砂の崩落等を防止すべく防護網を設置するなどの防護策をとり、土砂の流入や土砂崩落防止のための措置を取ること、②被申請人B市は被申請人A社が①の措置をとらない場合、採石法に基づく事業停止命令及び緊急措置命令を発令すること。	26. 9. 30			
72	広島県 平成26年(調) 第1号事件	被申請人の工場から発生している悪臭について、直接及び市を通じて対策を依頼しても一向に改善しない。よって、被申請人は悪臭を発生させる事業活動を停止すること。	26. 5. 26			
73	徳島県 平成26年(調) 第1号事件	河川改修工事の支障となる既設最終処分場に埋立てられている廃棄物を撤去し、近接地に新設する処分場に再埋立する事業によって、	26. 2. 28	26. 9. 1	調停打切り	調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めた後、申請人及び被申請人に

No.	事件の表示	請 求 の 概 要	受 付 年月日	終 結 年月日	終結区分	終 結 の 概 要
		<p>不可避的に粉じんやガスが生ずるほか、地下水位の変化や降水等により汚染水が流出するおそれがある等、申請人らに健康被害が生じる蓋然性が認められる。よって、被申請人は、①本件事業によって生じる公害被害を防止し、被害が発生した場合には工事方法を検討し直すことを目的として、常時本件事業を監視し、必要なモニタリングを行い、場合によっては工事の一時停止等を行うことができる機能を有する監視委員会を設置すること、②前記監視委員会の設置につき、申請人らと協議すること、③監視委員会が設置され活動が可能になるまで、工事を停止すること。</p>				<p>対し、調停案の受諾勧告を行ったところ、申請人から受諾しない旨の回答があったことから、調停は打ち切られたものとみなされ、本件は終結した。</p>
74	愛媛県 平成25年(調) 第1号事件	<p>被申請人工場から発生する騒音・低周波音により、よく眠れない、いらいらする、音が不快、身体への圧迫感や振動感等の肉体的、精神的苦痛を受けている。よって、被申請人は、①夕方17時から朝8時まで、工場の操業を停止すること、②申請人宅北側真下の屋外空調機2機に、騒音・低周波音を減少させる適切な対策をしたうえで、苦情が発生しない適切な設置場所に移動すること。</p>	25. 9. 9	26. 5. 12	調停打ち切り	<p>調停委員会は2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。</p>
75	愛媛県 平成26年(調) 第1号事件	<p>被申請人は、平成26年4月6日から焼却炉の試験稼働を行っているが、その数日後より申請人の居住地域に刺激臭が漂い、喉の痛み、頭痛、めまい、吐き気などの体調異常や精神的不穏を自覚するようになった。よって、被申請人は、申請人らの健康及び生活上の被害を根絶するため、産業廃棄物焼却施設を操業してはならない。</p>	26. 4. 30	26. 11. 28	調停打ち切り	<p>調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。</p>
76	福岡県 平成25年(調) 第1号事件	<p>被申請人が養豚場内において豚糞堆肥を製造し、その堆肥を申請人経営のアパートに隣接する畑へ投入しているため、申請人経営のアパートに強い悪臭が及んでいる。この結果、入居者から苦情が出るなど、申請人のアパート経営にも損害を及ぼしている。よって、被申請人は、①養豚場において、堆肥製造をしないこと、②畑に豚糞堆肥を散布しないこと、③養豚場の運営に関し、悪臭の低減に努めること。</p>	25. 4. 16	26. 5. 21	調停成立	<p>調停委員会は4回の調停期日の開催等手続を進めた結果、①被申請人は本件養豚場の操業に伴い発生する臭気による申請人らへの影響を低減するため、冬季の間の豚舎の敷料の配合割合についてルールを定めるとともに、今後、同割合等について試験及び検討を進め、本件養豚場の運営に支障が生じない範囲内において、臭気低減のための改善を継続して実施する、②被申請人は被申請人所有の畑における農作物の栽培に伴う臭気の発生を防ぐため、未発酵の堆肥を投入しないなど、本件畑に散布する堆肥の状態や散布の方法に配慮する、③被申請人は、本件養豚場及び本件畑の操業等に伴い悪臭防止法令に違反するなど、周辺住民の生活環境を損なうような臭気が発生した場合には、速やかに当該臭気の高減を図り、また、申請人から説明を求められた場合には、誠実に</p>

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
						対応する、④当事者双方は本調停により本件紛争は円満に解決したことを認め、今後は相互に協力し、良好な近隣関係の維持に努めるものとする。ただし、前項に定める臭気が発生した場合はこの限りではない等を内容とする調停委員会の調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
77	福岡県 平成26年(調) 第1号事件	申請人らが利用している水源地の水の汚濁は、被申請人の土地に搬入された残土が雨水とともに流入したことが原因と推測される。水源地の水は、申請人の生活用水として利用されており、水の汚濁は申請人らの正常な生活を侵害している。被申請人は残土の搬入について、事前に申請人らに説明することもせず、問題発生後も残土の上部にブルーシートを被せるといった対策を講じたのみで、残土の水源地への流入を防止する対策を講じていない。よって、①被申請人は、被申請人の土地に運搬した残土を除去すること、②被申請人は、大雨により当該残土が雨水とともに流れ、水源地の水の汚染が日常生活に不便をきたしているのを、正常な生活を送れる対策を講じること。	26. 5. 29			
78	佐賀県 平成26年(調) 第1号事件	被申請人の病院敷地内に設置されている焼却設備の排煙の悪臭・異臭により、申請人は生活に支障をきたすとともに、健康被害・精神的苦痛を受けている。よって、被申請人は、①焼却設備の稼働を直ちに停止すること、②焼却設備を他に移転すること、③申請人に対し、金200万円の損害賠償金を支払うこと、④平成26年8月1日以降、焼却設備の稼働停止期間を除き、1か月当たり10万円の損害賠償金を支払うこと。	26. 7. 31			
79	熊本県 平成26年(調) 第1号事件	申請人は、被申請人クリーニング店の下水道等から発生する様々な臭い(ガス、灯油、石油、消毒等)により化学物質過敏症を発症した。化学物質過敏症はこの場所から逃れることでしか回復しないといわれており、この病気にたどり着くまで休業し、病院通いをしている。また、庭の中央が昨年草があまり生えず苔が生えている。よって、被申請人は①クリーニング業の下水、排水、排出、作業場(内・外)、機械全て設備が整っているか、故障はないか保健所に調査してもらうこと、②申請人の営業所が安全な土地であり、安全な場所であることを証明すること、③申請人の店舗に目張りをする事、④申請人に対し、肉体的・精神的苦痛を与えたことに対し、慰謝料を支払うこと。	26. 6. 9	26. 12. 25	調停打切り	調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
80	沖縄県 平成25年(調) 第1号事件	被申請人は、都市計画上の用途制限により本件工場が営業できない地域にもかかわらず営業を行い、コンプレッサーの騒音や強いシンナー臭を放出している。それにより、不眠・血圧上昇などの身体的・精神的損害が発生している。よって、被申請人は、①工場の営業	25. 6. 7	26. 12. 1	調停成立	調停委員会は、5回の調停期日の開催等手続を進めた結果、①被申請人工場の土地の賃貸借契約期間については、平成33年7月31日までとし、以後の更新は行わ

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
		を停止すること、②平成25年6月末日までに工場の建物を撤去すること、③慰謝料並びに建物撤去に至るまで毎日金員を支払うこと。				ない旨、申請人、被申請人及び利害関係人は確認する、②被申請人は、申請人及び利害関係人に対し、以下の内容を念書として約束し、最善を尽くす、(1)自動車修理工場を移転するまでの間、同所は自動車の一時保管場所及び中古車販売場としてのみ利用し、使用目的を変更する場合、賃貸人の承諾を得る、(2)自動車解体・修理等の騒音の出る作業及びシンナー・排気ガスその他異臭等のような作業等は原則行わない、(3)緊急の場合を除き、早朝深夜・日曜祝日の作業は行わない、(4)同所内に、賃貸人の承諾なく新たなガレージ等の建物や建造物を設置しない、(5)同所内に一時保管する車両や物品等の衛生管理を含む適正な管理を行なう、(6)現在、同所内に置かれている可動式の物置小屋は、平成27年6月までに移転の上、強風で倒壊等することのないよう固定する、(7)賠償責任保険への加入を検討する等の内容とする調停案を当事者全員が受諾し、本件は終結した。
81	沖縄県 平成26年(調) 第1号事件	申請人は、養鶏場を営んでおり、近くで行われている道路工事で使用する重機から発生する騒音により、申請人が営む鶏舎の鶏に健康被害が生じ、重度のものは死に至る等、申請人の経済活動を著しく妨害した。また、工事完了後は、昼夜問わず通行する車両等の騒音による鶏への影響が懸念される。よって、被申請人は鶏舎の鶏に悪影響を与える工事及び道路の設置を中止すること。	26. 7. 18	26. 10. 24	調停打ち切り	調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。